

給与等源泉徴収事務に係る  
令和6年分所得税の定額減税説明会

「令和6年度税制改正の大綱」に沿った国税の法改正により、6月以降最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際から、尾張旭市商工会では定額減税の対象者となる条件、減税額の計算方法、給与の支払い者が行うべき事務手続きをはじめ、月次及び年末調整時の事務の流れや必要な知識を解りやすく説明し学ぶことができます。ぜひこの機会にご出席いただきますようお願い致します。

記

◎開催日時 令和6年5月16日（木）午後1時30分～

◎場 所 尾張旭市商工会館 1階 研修室

◎講 師 東海税理士会 尾張瀬戸支部所属税理士（柴原 隆 氏）

◎対 象 者 小規模事業者 \*特に経理担当者及び税務に関わる全ての方

◎内 容 (1)定額減税の概要  
(2)月次減税事務及び年調減税事務手順  
(3)源泉徴収票への表示

◎参加費 無 料

◎定 員 30名

出席を希望される方は、5月10までに、商工会までお申し込みください。

〔TEL：53-7111 / FAX：54-1524 / メール：nishio@owariasahi.org〕

---

税務講習会申込書

〔5 / 16（木）〕

“令和6年分所得税定額減税説明会”に参加します

事業所名	氏 名	

\* 1事業所につき2名まで参加可能

講師に聴いてみたいことがあればご記入下さい（個別でもなるべく対応します）